

# 青税連

1999.7.15



122

123

124

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303  
TEL.03 (3354) 4162 FAX.03 (3354) 4095

# CONTENTS

No. 122  
1999 . 7

## ◇規制緩和を考える

規制改革委員会とのヒアリング開催される！ .....3~7  
〈東京青税〉 徳田匡泰

規制緩和施策の現状と税理士制度改革の議論 .....7~13  
〈神奈川青税〉 長谷川 博

## ◇研修会開催される

情報公開法の解説と税理士のホームページの研究 .....13~15  
〈神奈川青税〉 石井孝雄

成年後見制度について .....15~16  
〈東京青税〉 倉林俊男

## ◇法対策部報告

「天下り」アンケート実施結果と意見書提出の報告 .....17~19  
〈法対策部長〉 木下盛弘

◇秋季シンポジウム千葉大会予告編 .....20

〈研究部長〉 桐谷美千子



# 規制改革委員会とのヒアリング開催される！

〈東京青税〉 徳田 匡 泰

平成11年6月14日午後1時25分より3時30分過ぎまで、東京千駄ヶ谷の「教弘会館」会議室において規制改革委員会調査員、田名邊賢治氏と遠藤順也氏にお越しいただいて、全国青年税理士連盟・会長麻木義弘以下21名の会員出席のもと、規制改革委員会のヒアリングが行われました。

このヒアリングは日税連にさきがけて業界で最初のヒアリングということであり、大変意義のあることと考えます。今回は当日の会議内容のメモを参考にヒアリングの模様を再現してみました。会議の雰囲気は非常に和やかで率直な意見交換がされました。なお会長・前会長・法対策部長以外の会員の発言は（会員）と表示させていただきます。

## 「ヒアリング要旨」

### 【麻木全青会長・木下法対策部長】

挨拶

### 【田名邊調査員】

改定規制緩和推進3カ年計画のなかの16項目のガイドラインや全国青年税理士連盟の税理士制度改革についてのお話をうかがいたいと思います。

### 【麻木】

「国民のための税理士制度」のためにも資格取得の一本化を望んでいます。また「税理士法第1条」の税理士の使命の明確化を希望しています。

どうして任意団体である全国青年税理士連盟にヒアリングの申し込みをして下さったのですか。

### 【田名邊】

日税連にもヒアリングの申し込みをしており、現在アポイントをとっている最中です。先週、日税連から電話が入り「何で青税に先に行くのか」と聞かれました。

昨年の12月に全国青年税理士連盟さんが提出された「意見書」を拝見し、本日もうかがいました。規制改革委員会では98の資格のうち、まず事務系の資格から先にヒアリングをしており、各種団体や受験学校等からも意見聴取しています。

### 【麻木】

税理士法改正も規制改革も国民の利便性の向上を目指すものであり、国民のための税理士制度の改正を望みます。

税理士の資格取得制度についてはダブルマスターとOBの免除問題も規制改革と大いに関連しています。出廷陳述権の問題も取り上げたいが、司法制度改革とも結び付いており難しいでしょうか。税理士の資質の問題や資格取得の担保の問題また税理士法人に関しても寡占化や第二税務署といった問題等について考えています。

### 【木下法対策部長】

税理士資格は制度設立当初は社会の量的なニーズに応える必要からかなり大まかな基準で取得できましたが、今ではすでにその役割を終えており、資格者の適性の検証はぜひ必要で、公平公正な公的資格者の誕生が要求されています。

### 【会員】

税理士法8条には不公平な試験科目の免除規定があります。マスター、ダブルマスターという大学院の修士に関する問題であります。この規定設立当初と比べ現在大学院生の人数は16.5倍に増加しており、現状は当初予定していた規定の枠を超えたものとなっております。

他方、税務官公署出身者の免除規定についてですが、このいわゆるOB出身者は、直接税法の賦課立案に従事したものは限らず、行政出身者に対する過剰保護という点からも検討されるべき問題だと思います。これらの結果として日本の税理士の6割は試験を受けずに税理士となっております。

### 【田名邊】

団体との話し合いではダブルマスターの問題が一番だときいていましたが…。

### 【木下】

規制緩和の「垣根」の問題に関してですが税理士法第2条に「税務代理」が規定されています。この代理については、納税者と最終的な民法上の代理権が欲しい。現実的には税理士に出廷陳述権が得られれば、より良い方向に向かうのではないのでしょうか。ドイツの税理士制度では、財政裁判で

税理士が代理しており結果としてすばやい問題解決が図られています。我々は租税の専門家としての代理権の確立を求めています。

**【田名邊】**

裁判の実務は弁護士ですべて完結するのでは。

**【木下】**

それは少々困難かと思います。不服申し立て、審査請求といったことでは我々の協力が必要だと思います。

**【遠藤調査官】**

税理士法2条では税務代理のみに限定されているということですね。弁護士さんには税理士登録が認められておりますから最初から最後までやっておられる弁護士はいないのですか。

**【橋本前会長】**

現実には、税理士は税法という特化した法律分野の専門家ですので、弁護士とペアで行動しているのが現状です。

**【遠藤】**

会計士と税理士さんの業務はかなり近いと思うのですがその関係はどうか。

**【木下】**

公認会計士の監査は民法上の請負契約であり、税理士は代理業務という委任契約であるということが大きな違いです。

**【遠藤】**

昭和55年の法改正で税理士の税務の専門家としての立場が明確にされましたが、今回の改正でさらに何の明確化を望みますか。

**【木下】**

主権者である国民の「納税者の権利の擁護」という点を特に強調したいと思います。

**【会員】**

税理士法1条の「信頼にこたえ」を「納税者の代理人として」と改めてもらいたいと考えます。

**【遠藤】**

司法改革のように参入促進によって、適正な競争が行われ切磋琢磨されるという点もあると思いますが、そちらが主張をしていらっしゃる資格取得制度の一体化ということは一面では参入を阻害するという点にはなりません。

**【木下】**

税理士の日常業務は、高い公共性が要求される業務であり、中立公正性の側面からも高い資質が要

求されるのはしかたがないと考えます。

**【会員】**

弁護士の場合には、通常民間人同士のトラブルについて関係することが多いと思いますが、税理士の場合には個人対国・地方公共団体との関係といったかなり特殊な関係にあります。

**【橋本】**

先程の試験免除規定の廃止に関しまして、それが参入規制になるのではないかとのことでしたが、これは人数制限を意図しているものではありません。資格制度として、いくつもの道があるのはおかしいのではないかとことです。また税務官公署の出身者につきましても管理や徴収といった部門の出身者も税理士になれるという現状は、税理士としての資質の検証がされているとは言いがたい状況であり、やはり自己責任に見合うだけの一定の資質の検証というのは必要だと思います。

**【田名邊】**

今の話に関していえば、極論は資格取得者は「誰でもいい」ということです。ただそれとセットで情報公開や広告規制の緩和を考えています。先程の税務官公署出身者に関してですが、徴税経験しかない出身者が税理士になるということをもう少し詳しくお話して下さい。

**【木下】**

申告納税制度とは直接関係のない徴収部門やまた酒税法といった特殊分野の出身者でも税理士になれるということです。

**【麻木】**

地方税などの申告納税制度と無関係の人も税理士になれるのが今の制度です。この結果が租税法主義というよりも、話し合い体質で物事をあいまいに処理しようとする体質にもつながっているように思います。

**【木下】**

7月中に中間的な見通しが出るとのことですが。

**【田名邊】**

7月の末頃「論点公開」を公表して意見をうかがいながら、年末頃に「第二次見解」を、さらに3月に「再改定計画」の予定です。

**【田名邊】**

私どもは、資格制度は市場参入に対する規制であると考えています。憲法上の職業選択の自由に対する制約であり、基本的には職業選択は自由と考

えています。

**【木下】**

経済的規制という側面ですね。

**【田名邊】**

社会的規制も望みたいのです。資格試験についても試験一本という考え方ではありません。税務官公署経験者にも、要件を定めて実施すべきだと考えます。

**【橋本】**

マスターは本当に税法のことを勉強しているのでしょうか。税務官公署の経験者は税法は得意かもしれませんが会計学はわかるのでしょうか。

**【田名邊】**

確かに徴収管理の税理士はおかしいと思います。国税庁との話し合いでも6割が試験外というのはおかしいといました。

**【木下】**

税理士試験の合格点が60点ということですがこれも少々おかしい。お隣の韓国では試験の点数確認ができます。それに対して日本の試験は結果がはっきりせず非常に不明確です。

**【田名邊】**

それは問題意識を持っています。ヒアリングの結果でも60%というのは形骸化しています。現在は30%ぐらいでしょうかねえ。(笑)

**【麻木】**

目に見えないところでの人数制限や参入規制が行われているのではないのでしょうか。毎年同程度の合格者で推移しているのが現状です。また税務官公署の経験者が試験免除を受ける際に税理士審査会の指定研修がありますがその状況が不明瞭です。

**【田名邊】**

全国では税理士さんは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

**【木下】**

およそ63,500人ほどです。

**【麻木】**

この他登録していない数かなりあるといわれています。都市部では飽和状態です。お隣の韓国ではおよそ4,000人。ドイツでは60,000人ほどでしょうか。

**【田名邊】**

日本の他には韓国・ドイツのほかはどこがありますか。

**【木下】**

オーストリア。そして中国も最近導入をしています。

**【橋本】**

資格者の実務経験についてはどうお考えですか。

**【田名邊】**

試験を受けるための実務研修については、いま働いている者の負担となっています。基本的にはなくせということです。他の士業に限らず資格イコール即戦力とするものではないという考え方です。

**【麻木】**

試験が実務的になれば解決できる問題ではないでしょうか。試験の内容で改革できると思います。

**【田名邊】**

税理士法改正に関してですが現行法は「独立した公正な立場」と規定がありますが、これについて法定代理権まで認められたような場合、このことをどうお考えでしょうか。

**【木下】**

よりどころは租税法律主義ですから矛盾は生じないと考えています。つまり税理士は納税者から脱税を依頼されてもなんでも納税者に組みするものではないということです。

**【遠藤】**

税理士が納税者の代理をする場合、独立した公正な立場が納税者の立場と対立することはないのですか。

**【木下】**

納税者側の判断と課税庁側の判断とが対立することはあるかもしれませんが、依頼を受けた納税者と対立するという事は考えにくいです。

**【会員】**

われわれ税理士は租税に関する専門家の立場から、隣接職種というのではないかと考えていますが委員会の意見はどうでしょうか。

**【田名邊】**

税理士さんにはないのでは。

**【橋本】**

税理士会からのヒアリングは青税と日税連だけですか。

**【田名邊】**

2つだけです。たくさんの意見を聞きたいのですが98資格もあるのでホームページで意見を聞けるようにしたいと思っています。意見は1冊の本に

します。10月末までに受け付けた意見については1月中に「検討状況」を公表します。7センチぐらいの厚さでしょうか。

**【木下】**

総合的法律経済関係事務所についておうかがいしたいのですが。

**【田名邊】**

総合的法律経済関係事務所が本当に機能するのかがどうかがよくわかりません。入り口がひとつでも中で別れるのなら現行と一緒だと思います。

**【橋本】**

報酬規定についてですが、報酬のあり方を見直すということはあってはいけないということですか。

**【田名邊】**

基本的には廃止ということですか。

役所用語で「見直し」は廃止を意味します。

**【橋本】**

サービス業の場合何の規定もないと依頼者が逆に不安があるのではありませんか。

**【田名邊】**

それを否定するものではありません。

**【木下】**

規制緩和推進3カ年計画の事業参入規制の見直しで営利法人等による参入促進を原則自由とする方向が打ち出されていますが、そのことについてうかがいたいのですが。

**【田名邊】**

そこで述べた営利法人は、医療・福祉部門のことと考えています。

**【会員】**

天下り問題についてうかがいます。この問題は公平性からも大きな問題であり、競争原理に大いに触れるのではないのでしょうか。

**【田名邊】**

素案の段階では行政特例を廃止しようとも考えていましたが、人々の意欲・能力を有効に生かすという考え方から必ずしも廃止しなくて良いのでは、と考えています。

**【会員】**

税務官公署の出身者に関してですが、総務畑や管理徴収部門等の出身者のその経験実務というのをどのように扱うつもりですか。

**【田名邊】**

間接部門の経験はカウントしないようにしたいと

思います。徴税部門等については今後調査していきたいと思います。

ところで皆さんは入会制度をどうお考えですか。

**【木下】**

必要だと考えています。

**【橋本】**

毎年、法改正も行われるため研修等も是非必要だと思います。

**【田名邊】**

研修の必要性はわかるのですが、それと入会の問題はどうかとらえますか。

**【木下】**

網紀・監察といった法的側面からも必要だと考えています。

**【会員】**

委員会では入会制度についてどうお考えですか。

**【田名邊】**

入会制度は廃止してもよいのではないかと考えています。

**【木下】**

税理士の場合、登録即入会となっておりますが、今のご意見ですと入会しなくても仕事ができるということでしょうか。

**【田名邊】**

考え方としてはそういうことです。会に入らなくても開業してかまわないということです。

**【木下】**

所轄官庁が直接指導監督するということですか。

**【田名邊】**

そういうことです。

**【麻木】**

広告規制についてはどうお考えでしょうか。

**【田名邊】**

情報を公開するという観点から原則としては廃止してよいと考えています。

**【会員】**

税理士の業務は無償独占業務といわれておりますが、委員会では無償独占または有償独占について何かご意見はありますか。

**【田名邊】**

怒られるかもしれませんが、業務独占の廃止が目標です。

**【木下】**

7月に発表される中間的な意見書は16項目の見直

しの基準との関係について一覧表のような形で発表していただけるのですか。

**【田名邊】**

16項目すべての表現は難しいかもしれませんが、ヒアリングしたものは公表する予定です。昨年の16項目の書面調査も机上のものだったので、修正が必要だと考えています。

**【麻木会長】**

謝辞

※ **【太字】**については、全青税会員の発言となっています。



## 規制緩和施策の現状と税理士制度改革の議論

〈神奈川青税〉長谷川 博

この内容は、6月開催の研修会より、まとめたものです。

### 1.はじめに

われわれ税理士及び税理士業界を取り巻く規制緩和施策は、平成9年12月の政府行政改革委員会の最終意見を受け、平成10年3月の「規制緩和推進3ヶ年計画」の閣議決定を経て、「業務独占資格等を中心とする資格制度の見直し」問題として、規制緩和委員会の審議の中で論点が公開され具体化してきた。

現在は、平成11年3月30日に改定された「規制緩和推進3ヶ年計画（改定）」が閣議決定され、平成10年11月から平成11年10月末までに提出された内外からの意見・要望、行政改革推進本部規制緩和委員会の監視結果等を踏まえ、平成12年（2000年）初を中途に改定作業の状況を中間的に公表した上、平成11年度（1999年度）内を中途に改定作業を進めるべく状況にある。

また、平成11年4月6日には、行政改革推進本部長（総理大臣）の決定により、規制緩和委員会の名称が「規制改革委員会」（宮内義彦委員長）に改められるとともに、同4月21日には、規制改革委員会から「国民の皆さまへ」と題するメッセージが出されている。

このメッセージには、規制改革委員会として新たなスタートをするにあたり、改革の方向が既に明確となっている公的な資格制度などについて、その方向に沿って具体的な調査審議を精力的に進めて行くと同時に、今年度において新たに取組むべきテーマについて意欲的に検討を進め、7月中にも、それぞれのテーマについての論点を公開

する予定である旨が示されている。

さらには、同4月21日の第1回規制改革委員会において、業務独占資格問題についてグループに分けた検討方が提案され、できるだけ早くヒアリングを開始したい旨や資格相互の垣根問題についても、中間的に委員会の考えを公表して国民の意見を聞く手続をとることが示されている。

このような状況にあって、税理士会の対応は決して進んでいるものとはいえ、**「税理士法改正たき台21項目」**に対する規制緩和施策から見た見直し意見や21世紀の税務行政を見据えた税理士制度改革の意見の表明がなされていないのが現状である。このことは、後述する弁護士会や弁理士会の対応と比較してみると、明らかに税理士会の対応のあり方が問われているものといえよう。

### 2.業務独占資格等を中心とする資格制度の見直し

ここでは、「規制緩和推進3ヶ年計画（改定）」（平成11年3月30日閣議決定）の内容の一部を抜粋し、業務独占資格等を中心とする資格制度の見直し策の指針を紹介する。

#### 規制緩和推進3ヶ年計画（改定）

##### 1 目的

我が国経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくとともに、行政の在り方について、いわゆる事前規制型の行政から事後チェック型の行政に転換していくことを基本とする。

このため、(1) 経済的規制は原則自由、社会的

規制は必要最小限との原則の下、規制の撤廃又はより緩やかな規制への移行、(2) 検査の民間移行等規制方法の合理化、(3) 規制内容の明確化、簡素化、(4) 規制の国際的整合化、(5) 規制関連手続の迅速化、(6) 規制制定手続の透明化を重視し、平成10年度(1998年度)から12年度(2000年度)までの3か年にわたり規制緩和等を計画的に推進する。

## 2 横断的検討、見直しの推進等

### (1) 事業参入規制の見直し

各種参入規制を緩和・撤廃、国際的整合化等の方向で見直しを行う。その際、外国事業者・外国製品等の我が国市場への参入阻害要素の除去という観点を重視する。特に、需給調整規制は、撤廃の方向で見直すとの基本方針の下で計画に盛り込んだ事項の着実な実施を図るとともに、各種の設備規制、料金規制などが参入に当たっての実質的な障害として機能することのないよう見直しを行う。

また、これまで法人の形態によっては参入が厳しく制限されていた分野において、営利法人等により新規参入を促進し、競争を通じたサービス向上とコスト低下を図るため、原則自由・例外禁止の方向に向けた検討を進める。なお、基準・規格及び検査・検定の見直しに当たってもこの関連に留意する。

### (2) 認可、届出等の見直し

必要とされる許認可等についても、より緩やかな規制への移行を進めることとし、免許制から許可制・認可制等への移行、許可制・認可制等から届出制への移行を進める方向で見直しを行う。この際、同種類似と判断される行政については、可能な限り最も低い規制レベルに他の分野の規制を整合させていく方向で見直しを行う。

さらに、届出制については、届出をする者の自主性が尊重されるという本来の趣旨がより生かされるよう、事前届出制となっているものについては、事後届出制に改める方向で見直しを行う。

### (3) 資格制度の見直し

公的資格制度については、各省庁において、別紙1の指針に基づき、業務独占資格を中心に、国民生活の利便性向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直し、その結果に基づき計画期間内に所要の措置を行う。

## 別紙1

業務独占資格等を中心とする資格制度の見直し

### 1 見直しの実施

公的資格制度は、国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適正化、資格者の資質やモラルの向上等のため、厳格な法的規律に服する資格者が存在し国民に安心できるサービスを提供することを目的として設けられてきたが、他方では、個人の特定の市場への参入規制の側面を有しており、業務の独占、合格者数の制限、受験資格要件などの規制が維持され、新規の参入が抑制されたり、資格者以外の者が市場から排除されることにより、当該業務サービスに係る競争が排除されることになるのであれば、その弊害は大きい。

このため、各省庁は、規制緩和委員会の規制緩和についての第1次見解(平成10(1998年)12月15日)の指摘を踏まえ、特に、法令によりその資格を持った者でなければ一定の業務活動に従事できないとされている制度(以下「業務独占資格等」という。)について、規制緩和推進3カ年計画の期間中に、下記の2で列挙する点を含めて見直し・検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとする。

なお、その際、各省庁における見直し作業と並行して、行政改革推進本部規制緩和委員会においても、必置資格及び名称独占等資格をも含め、見直し作業を進めていくこととされていることに留意し、要すれば、各省庁は、同委員会の作業に最大限協力する。

### 2 見直しの基準・視点

各省庁は、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、廃止又は必置資格若しくは名称独占等資格への移行を含め、以下に示す基準・視点に基づいて、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す。

(1) 業務範囲が余りに細分化されている資格については、業務範囲の見直し、資格間の相互乗り入れを検討する。

また、業務独占資格者の業務のうち隣接職種の資格者にも取り扱わせることが適当なものについては、資格制度の垣根を低くするため、他の職種の参入を認めることを検討する。

(2) 以下の資格については、廃止を含めその在り方を検討する。

- ・資格者以外でも実施可能な専門性の低いもの
- ・資格取得に当たって、試験合格等の特段の要件を必要としないもの
- ・試験合格率又は講習終了率が極めて高いもの



- ・社会的使命が終了したこと等により、年間の資格取得者数が少ないもの
  - ・資格取得の要件が試験合格を原則としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者であるもの
  - ・類似資格が民間資格において存在するもの
- (3) 法律上資格試験を行うこととされている資格については、試験を実施する。
  - (4) 明確で合理的な理由のない受験資格要件については、その廃止を検討する。
  - (5) 受験前の実務経験、試験合格後の修習・講習等の義務付けについては、合理的な理由なくして参入規制として機能しないようその在り方を見直す。
  - (6) 身体的障害等を理由とする絶対的欠格事由については、その合理性について検討する。
  - (7) 受験資格及び資格取得に係る特例措置の認定基準については、明文化・公表を進める。
  - (8) 合格人数制限を行っているものについては、参入規制とならないよう、これを見直す。
  - (9) 関連・類似資格等については、統合又は試験・講習科目の共通化・免除若しくは履修科目の免除を進めることについて検討する。
  - (10) 合否判定基準を公表する。
  - (11) 例えば以下の方法を採用することにより、資格取得の容易化を検討する。
    - ・合格科目の積み上げ方式による合格方式の推進
    - ・再受験における既合格科目の免除制度の推進
    - ・試験問題の公表・持ち帰りの推進
  - (12) 受験料の積算根拠を精査する。
  - (13) 公正有効な競争の確保等の観点から、登録・入会制度の在り方について検討する。
  - (14) 公正有効な競争の確保や合理性の観点から、報酬規定の在り方を見直す。
  - (15) 公正有効な競争の確保や合理性の観点から、広告規制の在り方を見直す。
  - (16) 有効期間・定期講習の義務付けの合理性について検討する。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制緩和委員会の規制緩和についての第1次見解の第2章-2(3)「見直しの基準・視点についての考え方」を踏まえるものとする。

### 3 規制緩和施策と法務関係の状況

法務関係については、規制緩和推進3ヶ年計画の中で、外国法事務弁護士による弁護士雇用等について平成10年8月に措置が施され、法律が改正され、また、司法試験合格者の増員についても法律が改正されている。さらには、弁護士事務所の

法人化についても、法務省は、弁護士事務所の法人化を認め、2000年度にも導入する方針を固め、複数の弁護士を抱える事務所の運営を円滑にすることでサービス向上を図る目的で「法務法人法(仮称)」の新規立法を目指している。(読売新聞平成10年12月24日)

他方、規制緩和問題と関連して、21世紀の司法制度の在り方を検討する「司法制度改革審議会」の設置法案が本年4月22日の衆院本会議で一部修正のうえ、全会一致で可決、参院へ送付された。今国会で成立する見通しで、今夏にも内閣の下に設置される。①弁護士から裁判官を登用する法曹一元化②一般市民が裁判に参加する陪審制、参審制(裁判官と一般市民の合議制)の導入③裁判費用を国が一部負担する法律扶助制度の拡充一などが検討課題になる。審議会が発足すれば、二年以内に意見をとりまとめる予定で、抜本的な司法改革論議がスタートする。(日経新聞平成11年4月23日)

### 4 総合的法律・経済関係事務所の開設に関する合意

規制緩和推進3ヶ年計画(法務関係)に係る「総合的法律・経済関係事務所の開設」について、関係省庁(法務・大蔵・通産等)間で検討した合意(概要)は以下のとおりである(平成11年5月発表)。

(1) 総合的法律・経済関係事務所の開設の可能性  
現行法上でも、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等がそろった「総合的法律・経済関係事務所」の開設は基本的に可能。ただし、以下の点に留意すること。

(2) 主な留意点

① 基本的留意点 (ア) 資格法制の趣旨から、各資格者は、業務遂行に当たり、各資格者に許容された業務範囲内で事務を処理し、他の資格者から不当な影響を受けないようにすること。また、資格者によっては、依頼人その他の者から独立して業務を遂行することが求められるものがあることに留意すること。(イ) 各監督機関・団体は、監督下にある資格者やその業務範囲に限定して監督権を行使すること。

② 個別的留意点 (ア) 事務所の名称表示については、「総合事務所」等の名称使用は可能であるが、一般国民の誤認防止のため、事務所を構成する専門資格者を明確にすることが必要。(イ) 業務遂行のあり方については、○資格者が、自己に許容された業務範囲を超えて、他資格者と共同で案件を受任し、渾然一体となって

処理し、顧客への責任を共同で負担することは不可。○各士業法等により課せられた利益相反の回避等の義務を遵守すること。(ウ)資格者間の収支関係については、各資格者は、他の資格者からの不当な干渉を受けずに、取り扱った業務に対する収入を得ることが必要であるが、事務所の運営に必要な費用を各資格者間で適正に分担することについては問題なし。

### (3) 今後の対応

このように「総合的法律・経済関係事務所」の開設は現行法上でも可能であることを各士業等に対し周知していくことに努める。

なお、規制改革委員会の3ヶ年計画(改定)では、関係省庁間における検討結果を踏まえ、平成11年度中に所要の措置を講ずるとされている。

## 5 日弁連の司法改革ビジョン

日本弁護士連合会は、平成10年(1998年)11月に、「市民に身近で信頼される司法をめざして」と題して、司法改革のビジョンを発表している。

ここでは、その骨子のみを紹介するが、規制緩和施策を考慮した司法改革のビジョンを示し議論をリードする姿勢には学ぶべきものがあると思われる。

### 第1 総論

#### 1. はじめに

日本国憲法の施行によりわが国の司法制度が一新されて以来50年が経過しました。この間、多くの市民が司法の充実を求めてきましたが、いまだにさまざまな課題をかかえています。基本的人権の保障や立法・行政に対する適正なチェックが不十分なだけでなく、社会に多発し複雑化している紛争の解決についても、司法が十分な機能を果たしていないという批判が少なくありません。

日本弁護士連合会(日弁連)は、1990年から1994年にかけて三度にわたり「司法改革に関する宣言」を行い、市民に身近で利用しやすく納得のできる司法を実現するために努力してきました。全国各地に法律相談センターを設けて、市民がいつでもどこでも法律相談を受けられるようにしたり、捜査機関に逮捕された人が不当な取り扱いを受けないように毎日待機して出勤する当番弁護士制度を実施してきたのはその一例です。そしてまた、経済的理由で裁判所を利用できない人のための法律扶助制度の改革にも取り組んできました。

これらは、市民の負託と期待にこたえる司法制度を実現するための不可欠の課題であるとの考えに基づくものです。しかし、私たちが宣言した「司法改革」は、いまだ実現途上にあります。

わが国はいま、社会的にも経済的にも大きな変動期にあります。経済のグローバル化による国際的な自由競争体制が、各国に市場の開放と規制緩和を迫ってきています。そして、市民の生活のすみずみにまで競争原理が押し及ぼされてきた結果、広範囲にわたる人々の生活と権利に深刻な影響が生じつつあります。

私たちは、こうした時代をまえに、日本国憲法と世界人権宣言の基本理念に立って、個人の尊厳と人権のための司法改革をさらに推し進める決意を新たにしています。

この「司法改革ビジョン」は、私たちのそうした強い決意を込めてつくったものです。市民一人ひとりの願いを紡いで新しい豊かな民主社会における司法を育むことができるよう、この取り組みへの皆様の参加を期待してやみません。

#### 2. 司法の果たすべき役割

#### 3. 司法改革の方向

#### 4. 弁護士・弁護士会の役割と責務

## 第2 各論(具体的改革課題)

### 1. 市民に身近な司法の実現と司法の容量の拡大

- ①裁判官の任用制度の抜本的改革(法曹一元など)
- ②司法への市民参加(陪審制・参審制など)
- ③裁判官・検察官の増員と施設の整備
- ④裁判所・法務省予算の見直し
- ⑤司法改革を推進するのに必要な弁護士体制の拡充

### 2. 市民の権利を保障・実現するために必要な諸制度の整備

- ①法律扶助制度の抜本的な拡充
- ②国費による被疑者弁護制度の早期実現
- ③市民の安全な生活と権利を保障するための立法措置
- ④犯罪被害者等救済システムの実現
- ⑤民事裁判の適正・迅速化と民事執行制度の充実
- ⑥家事事件の解決のための家庭裁判所の充実・強化
- ⑦少年事件および子どもの人権をめぐる改革
- ⑧刑事裁判の改革
- ⑨国際的な水準に合致した被拘禁者処遇と拘禁施設の実現

### 3. 立法・行政に対する司法権のチェックと社会のあらゆる分野に法と正義を行きわたらせること

- ①違憲立法審査権の充実・強化
- ②行政に対する司法審査の充実・強化
- ③社会の多くの分野において、法と正義によるコントロールが行きわたること

- ④司法教育の充実
- 4. 国際化への対応
  - ①国際的人権保障のための課題
  - ②国際仲裁センターの充実
  - ③アジア諸国との法的問題での協働・アジア人権保障機構の創設
- 5. 弁護士・弁護士会の改革のために
  - ①綱紀・懲戒の適正な運用と弁護士倫理の徹底、市民窓口の設置、拡充
  - ②弁護士の公益的活動の促進
  - ③法律相談センターの展開と弁護士偏在問題への取り組み
  - ④当番弁護士への取り組みの充実など
  - ⑤法律事務所の組織力の強化
  - ⑥隣接業種との協働
  - ⑦研修体制の充実
  - ⑧開かれた弁護士・弁護士会への方策
- 6. 21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会報告書

平成11年3月25日に、特許庁から「21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」報告書が出されており、資格制度の見直しを含めた規制緩和施策を考慮した弁理士制度のあり方について、学者、経済界、言論界、弁理士らのメンバーによる検討にもとづく提言が示されている。ここでは、その概要を紹介して、税理士会のあるべき検討及び意見表明の参考に供したい。

### 報告書の概要

#### 1. はじめに

21世紀の知的創造時代における科学技術創造立国実現のためには、産業界等において知的財産権を経営資源として活用することのできる社会的基盤を構築することが不可欠であり、知的財産権分野の専門家たる弁理士の担うべき役割は、21世紀に向けて飛躍的に増大すると認識の下、平成10年4月以降、「21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」を開催し、21世紀の弁理士制度のあり方について検討を行ってまいりましたが、このほど、同懇談会の報告書がまとまりましたので、その概要をご紹介します。

#### 2. 報告書概要

はじめに

提言「21世紀の弁理士制度の目指す方向」

[基本認識] 知的創造時代の担い手

[基本的方向] 「知的創造サイクル」の形成に向けた21世紀の顧客ニーズに応える知的財産権専門サービス提供体制の構築

- [提言1] 知的財産権戦略の展開に対応した業務範囲等の見直し
- [提言2] 21世紀の弁理士に求められる資質の確保・養成
- [提言3] 弁理士資格者の規模の拡大
- [提言4] 顧客ニーズに即応できる弁理士事務所の経営体制の革新
- [提言5] 弁理士が遵守すべき義務・倫理の明確化
- [提言6] 弁理士会の機能強化、透明性の下での自主・自律体制の整備

#### 第1章 21世紀の知的創造時代における知的財産権の位置づけ

1. 科学技術創造立国の実現
2. 21世紀の企業経営における知的財産権の位置づけ

#### 第2章 知的財産権分野での専門サービスに対する21世紀の顧客ニーズ

1. 知的創造時代の弁理士像
2. 企業等の知的財産権戦略全般への関与
3. 知的財産権全般への対応
4. 知的財産権活用分野への対応
5. 知的財産権戦略のグローバル化への対応
6. 企業のダイナミックな構造変革に対する柔軟な対応

#### 第3章 21世紀の弁理士に求められる資質

1. 知的財産権分野の専門家としての弁理士の現状
2. 技術と法律の両面に渡る総合力に対する要請
3. 創造的・革新的技術にも対応できる技術理解力
4. 広くて強い権利の取得を可能とする実務能力
5. 知的財産権の価値の評価能力
6. 知的財産権全般への対応能力
7. 適切な権利活用を実現する法的判断能力及び紛争対応能力
8. 知的財産権戦略のグローバル化への対応能力

#### 第4章 弁理士に求められる資質の確保・養成

1. 弁理士試験の現状と改善の方向性について
2. 技術理解力について
3. 実務能力について
4. 知的財産権全般への対応能力について
5. 権利活用対応能力について
6. 研修体制について
7. 自己研鑽について
8. 資格の特例について
9. 資格制度の意義
10. 弁理士資格者の規模の拡大
11. 弁理士の専権業務の範囲について

## 第5章 弁理士事務所の経営体制の革新

1. 21世紀の顧客ニーズ、グローバル化に対応できる弁理士事務所の経営体制
2. 総合的法律・経済関係事務所の設置
3. 複数事務所（支所）の設置
4. 国内居住要件について
5. 事務所の法人化
6. 広告制限について
7. 標準報酬額表について

## 第6章 弁理士の義務・倫理の見直し

1. 弁理士の義務・倫理について
2. 弁理士の守秘特権の必要性

## 第7章 弁理士会の機能強化

1. 弁理士会の社会的役割の増大
2. 弁理士会の機能・組織強化について
3. 弁理士会への強制加入について

おわりに

### 3. 懇談会委員（五十音順・敬称略）

## 7. 規制緩和施策と税理士制度改革の議論

日本税理士会連合会（日税連）は、昨年（平成10年）末に同会の税理士制度調査会に対して、税理士法改正たたき台21項目との関連で規制緩和施策から生じる問題点を見直すべく検討を諮問したといわれている。

また、日税連は、2年前から規制緩和及びWTO対策室を設置し、規制緩和施策が税理士制度に及ぼす影響について検討している。

しかし、規制緩和施策と税理士制度改革の方向性について、いまだ意見書が出されておらず、また、その検討、審議の内容が明らかにされていない。

規制緩和施策が税理士制度に及ぼす影響については、これまでの規制改革委員会の論点を見ても明らかであり、時期を逸することのない意見形成が必要である。

そのためには、各単位税理士会から意見を求め、早急に意見をまとめることが急務であるが、そのような動きが見られないことはどういうことなのか、現状では、規制緩和委員会からのヒアリングにも対応できるものとは到底いえない。

規制緩和施策を念頭におかずにとらわれた税理士法改正たたき台21項目にとられることなく、新たな観点から規制緩和施策を考慮した税理士制度改革の方向性を示すことが急務であるといわざるを得ないが、会報等で報告されているものは、情報収集の域を脱していないように思われる。

筆者の知り得る限り、税理士会の中で規制緩和施策と税理士制度改革について意見書を出してい

るところは、筆者が係わった東京地方税理士会制度部の平成10年12月の「規制緩和及びGATSにもとづく税理士制度改革の方向性」と題する意見書（会報、東京地方税理士界平成10年12月号掲載）だけではないかと思われる。

ここでは、その要旨を紹介する。

### 1. はじめに

規制緩和施策と税理士制度を議論するときの視点として、一つは職業専門家のサービスに対する規制緩和施策が、一般の商品やサービスと同じような市場原理で論ずることの妥当性、二つには米国に見られる巨大事務所の業務寡占の弊害がわが国の市場に参入される恐れがありうること、などについて留意しなければならない。

### 2. 税理士制度改革の方向性

#### (1) 税理士の使命と業務独占性

税理士の業務独占性が見直され、業務が有償独占として構築される場合には、納税者が有償で税理士に依頼するための制度的有効性が議論されるとともに、税理士法第1条の使命の見直しが議論されなければならない。

#### (2) 税理士会の自治権の確立

税理士業務の独占性が緩和され、誰でも税理士業務の一端をになうことができるということになると、税理士及び税理士会に対する現行の監督官庁のあり方が問われる。

#### (3) 税理士業務と会計・監査業務の関係

規制緩和や資格承認が進んでいくことは、同類の業務を行う税理士と公認会計士の業務独占性が失われ、資格相互間の垣根が低くなる傾向が強まっていくことが予想され、従って、その傾向を予定した資格制度の改革が要請される。

#### (4) 税理士試験制度改革

規制緩和施策に伴い、一つには、税理士の税務訴訟代理権を確立するため、二つには、税理士と公認会計士の垣根が低くなり、税理士と公認会計士の資格の兼業を合理化するために、現在の税理士試験制度の見直しが必要になる。

#### (5) 総合的法律・経済事務所と税理士法人の問題

法人化の問題としては、業務の公共性ないし公益性を重視し株式会社などの営利法人は除かれること、また、巨大な総合事務所の業務寡占化に対する公正取引上の規制が検討されなければならない。

さらに、各資格の団体の自治・監督を前提とした総合的法律・経済事務所の規律が議論されなければならない。

#### (6) 納税者の保護と税理士の職業賠償責任保険制度

ドイツや韓国の税理士制度に見られるような、

職業賠償責任保険制度が義務づけられなければならないことは、規制緩和施策に伴って、税理士業務が多様化され、また、業務が拡大される場合を想定すると、税理士法を改正し、職業賠償責任保険制度の義務化を図ることにより、税理士業務の公共性の確立と、税理士制度の社会的信頼性を担保することが要請される。

本稿で紹介したように、税理士会においても、司法改革論や弁理士制度改革論のような国民の観点から制度の基本的な問題を考察した意見書が求められているといえるが、そのためには21世紀の税務行政のあり方と税理士制度改革の方向性が議論されなければならないだろう。

(参考資料)

1. 東京地方税理士会制度部「規制緩和及びGATSにもとづく税理士制度改革の方向性」  
<http://www.cyberoz.net/city/hirohase/kiseikanwa.html>
2. 規制改革委員会「規制緩和推進3ヶ年計画(改定)」  
<http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/990422a.htm>
3. 日本弁護士連合会「司法改革ビジョン」  
<http://www.nichibenren.or.jp/981101.htm>
4. 総合的法律・経済事務所の開設に関する考え方  
<http://www.moj.go.jp/PRESS/990506-1-1.htm>
5. 21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会報告書  
<http://www.jpo-miti.go.jp/tousi/benrisi/index.htm>

## 情報公開法の解説と税理士のホームページの研究

〈神奈川青税〉 石井孝雄

情報化対策委員会の研修会を、平成11年5月8日に開催された理事会の後に2時間程度実施した。研修会のテーマは、衆議院・参議院を通過したばかりの情報公開法の解説と、税理士のホームページの研究を取り上げた。具体的に以下のような内容で行った。

(内容)

(1) 情報公開法について

- ①法成立施行までの経緯説明
- ②情報公開法の骨子説明
- ③情報公開法の問題点検討
- (2) 税理士のインターネット上におけるホームページの研究について
- ①パソコン及びプロジェクターを使用して実際にホームページを閲覧
- ②全体的な傾向の把握
- ③税理士法との関係

さて、情報公開法について上記の内容のとおり解説等を進めたが、その骨子は下記のとおりである。

国の行政文書を求めに応じて原則公開する情報公開法案の修正案が理事会の前日の7日午後、衆院本会議で全会一致で可決、成立した。昨年3月に国会提出された同法案は、与野党の修正協議が難航し3国会で継続審議となり、今国会の衆院で修正可決後、参院でも修正され、衆院に回付された。公開請求に対する決定に不満の場合、不服訴訟を提起できる裁判所を高裁所在地8カ所の地裁

に拡大することや、同法の見直し時期を「法施行後5年」から「4年」に短縮するなどして、ようやくまとまった。同法は2001年4月にも施行される見通しである。

同法は、衆院で見直し期間短縮のほか(1)提訴先を政府原案の1カ所から8カ所に拡大する(2)手数料は「できるだけ利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」との内容を盛り込むなどの修正が全会一致で可決された。

参院では野党側がさらに提訴先に那覇地裁を加えることを要求したが、自民・自由両党は法案の条文に那覇地裁を加えることには応じなかった。このため、協議は難航したが、最終的には4年後に同法を見直す際に「情報公開訴訟の管轄の在り方についても検討」とすると付則に加える修正を行



い、さらに、太田誠一総務庁長官が参院での審議で「付則修正は沖繩の取り扱いを念頭に入れたものと認識している」と答弁することで折り合った。

手数料についても、参院審議のなかで「300円以下とすべきだ」との意見を受けて、太田長官が「十分踏まえ検討したい」と答え、300円以下になることになった。今後、政令で具体的に定める。

同法案によると、日本国民だけでなく外国人も公開を請求でき、請求を受けた機関は原則30日以内に公開か非公開を回答しなければならない。公開する文書の範囲は、職員が作成、取得した文書、図画で電磁的記録も含むとしており、フロッピーディスクなども公開の対象となる。公開内容に不服があれば、新設される「情報公開審査会」に申し立てることができ、それにも不満な場合は不服訴訟を起こすことができる。

#### 【情報公開法の骨子】

- ①公開文書の範囲は、職員が作成、取得した文書、図画で、フロッピーディスクなど電磁的記録も含む。
- ②外国人も行政文書の開示を請求できる。
- ③個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは不開示。
- ④防衛・外交、捜査・治安などの情報は行政機関の長が認めるのに相当の理由があれば不開示。
- ⑤開示決定は請求から30日以内（30日以内の延長可）。
- ⑥手数料はできる限り利用しやすい額とする。
- ⑦不開示決定に不満の人は全国8カ所の地裁に提訴できる。
- ⑧法は施行後4年を目途に裁判管轄を含め見直す。また、情報公開法の問題点についても以下のとおり取り上げて検討した。

#### 【情報公開法の問題点】

##### ①知る権利明記されず

情報公開法の目的として、国民の知る権利を保証するものであることを明記するかどうか注目さ



れたが、要綱案はこれを明記せず、同法が国民民主権ののっとり、政府の説明義務を定め、国民の行政に対する監視・参加を図るものとした。

##### ②対象機関に特殊法人含まれず

いわゆる特殊法人が公開を実施する機関として明示されていない。

##### ③不開示情報の範囲

公開請求があっても、開示されない不開示情報の範囲はこの法律のもっとも重要な部分である。中間報告より若干改善の様子が見られるが、依然問題点が多い。

個人情報については、個人が識別され、あるいは識別されうる情報が原則として不開示となる。

法人情報においては、不開示約束の下に任意に提供された情報の取り扱いが問題になっていたが、要綱案は、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるものを不開示とした。

防衛外交情報では、国の安全が害されるおそれなどがあると認めるに足りる相当の理由がある情報が不開示になるとされるが、このような規定では、行政機関が漠然とした理由で情報を不開示にできることになり極めて問題である。

##### ④文書の存否を回答しないもの

文書の存否を回答するだけで不開示情報の利益を害することになるときは、文書の存否を明らかにしないで請求を拒否できるとの規定が中間報告に盛り込まれ、日弁連としてもこれを強く批判した。しかし、最終報告でも情報全般にこの規定を適用するとの内容は変わっていない。

##### ⑤訴訟の土地管轄

文書が開示されない場合、請求者は最終的には不開示決定の取消訴訟を裁判所に提起することになる。日弁連は請求者の住所地でも訴訟ができるようにすることを主張していたが、要綱案ではこれに触れることなく「考え方」において将来の検討課題にするにとどめた。

次に、税理士のホームページについて、実際にパソコンの画面をプロジェクターを使って正面のスクリーンに投影して検討した。

こちらの方は、情報公開法に比べて遊び的要素も多くあったため、参加した会員も気楽に眺めていたようだった。

全体的な傾向としては、あまり商業的なものは少なかった。

視覚的な効果としては、ほとんどが自前で作成しているホームページが多く、一般企業のような派手さや作り込みに感心するようなものは少なかった。

内容としては、事務所紹介、作業内容、所長及

び職員紹介、所在地、連絡先、特徴の紹介が多かった。ホームページをこの様に文章で紹介するのは難しいところがあるが、上記のような作り込みと内容では、閲覧のカウンター数が増えないのしょうがない、という感じがした。

また、数あるホームページの中には、NPO的な役割を果たそうとしているもの、すなわち税理士法、情報公開法、納税者番号制等について積極的な情報開示を自分のページで実施している素晴らしいものもあった。

何かの制限があるのかと勘ぐりたくなるほど料金体系については掲載されていなかった。中には、経験年数に応じた職員の時間報酬を載せているような積極的な人もいたが、ほとんどの税理士は作業内容については触れても、決して料金については記載していなかった。まあ、もっともそこに料金を載せることは大変難しいだろう。それにしても概算額程度が明示されていれば、税理士業に対する作業と価額の認識が広がるかもしれない。もっとも、ネット上で作業内容と単価が公開されることで、価額競争になるおそれもある。この辺は、規制緩和と同時に進行する可能性が残されている。

最後に税理士法との関係について検討した。税理士法との関係とは、税理士の広告規制と広告宣

伝効果があるホームページとの関係において検討された。しかし、税理士法に広告規制の規定があるわけではなく、日税連の会則及び綱紀規則にあるものとの対比になる。当然、この広告規制とホームページの関係はいかなるものかという議論がおこされた。

ホームページ上の質疑応答は、2カ所事務所の規定には違反しないという記事はどこかで読んだことがあるが、どんなホームページが広告規制の対象になるのかがよく分からなかった。実際にその規制のオブラートが掛かっているから、どのホームページもあまり特徴のないものになっているのか、と疑念を抱いたりもした。この辺については、研修会でも参加会員に投げかけたが、明確な回答は得られなかった。税理士のそれが、広告規制上あまり問題になっていないのは、税理士のホームページが未だ趣味的な領域を出ていないのか、それともすでに日税連等から注意勧告の事実が水面下で頻繁に行われているのかは、筆者は多くを知らない。

以上のように、情報公開法と税理士のホームページの研究の研修会を実施し、参加会員と共に内容を取得した。

## 『理事会研修会報告』

### — 成年後見制度について —

〈東京青税〉 倉林俊男

平成11年7月4日(日)、岐阜のホテルパークにおいて、7月2日に衆院法務委員会で可決された「成年後見制度」法案に関する研修会が、全国青税の理事会に併せて開催された。講師は全国青年司法書士協議会の渡辺たか子氏にお願いした。

本年(1999年)は高齢者の自立・参加・ケア・尊厳・自己実現が求められる「国際高齢者年」であることから話が始まった。以下、当日のレジュメに沿って解説の内容をまとめてみた。

#### 1. 日本の社会的背景

日本の1998.10.1における全人口(12649万人)に占める高齢者(65歳以上)人口(2051万人)の割合すなわち高齢化率は16.2%に達している。高齢化率が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会とされることから、日本は高齢化社会から、既に高齢社会へ移行しており、2015年には高齢化率は25%を超え、最高時には33%に達すると

予測されている。また高齢化社会から高齢社会へ移行したスピードも、ヨーロッパ諸国の42年~100年余りと比べ、25年(1970→1994)と格段に速い。

このような状況のなかで、高齢者の経済生活に目を向けると、所得面では年金所得が63%を超えており、ストック面では、居住用不動産は90%超が所有、平均貯蓄残高が2350万円となっている。しかし、平均余命の伸長、老老介護等と経済的負担も大きく、居住用不動産に関するリバースモーゲージあるいは処分等の場面も考えられるが、こうした場面での、当事者の判断能力が問題となる。

#### 2. 現行の成年後見制度

現行の成年後見制度は禁治産・準禁治産制度であり、後見・保佐制度が設けられている。この制度は家長制度時代に無能力者による家産の散逸を防止するための制度であり、後見される人間の権利を選挙権まで含めて、すべて奪ってしまうもの

で、憲法第11条基本的人権及び第13条個人の尊重の視点からも問題がある。また、制度そのものも利用しにくいものとなっているため、適用件数も年間約2千件と、潜在的な要求件数(100万~200万)に比べ著しく少ない。

### 3. 新しい成年後見制度

高齢社会への対応(痴呆性高齢者)及び知的障害者・精神障害者等の福祉の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と、従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築するための検討の結果、今回の「民法の一部を改正する法律案等」が国会に上程された次第である。

改正案では、現行法に規定する「禁治産」「準禁治産」をそれぞれ「後見」「保佐」に改めて、新たに精神上的障害(痴呆・知的障害・精神障害・自閉症等)により判断能力(事理弁識能力)が不十分な者のうち、後見・保差の程度に至らない軽度の状態にある者を対象とする「補助」という区分を導入し、後見・保差・補助の3種類の制度に改めた。全国青年司法書士協議会(以下、全青司)としては、法改正の趣旨から、一元化(補助)された制度で十分対応できると主張したが、他の法律に規定されている禁治産者等の読み替え等現実には対応しきれないこともあり、従来の制度をかなり引き継いでいるが、配偶者法定後見人制度の廃止、複数成年後見人制度の導入及び法人成年後見人制度の明文化が実現され、制度の改善が図られた。また、成年後見人等の選任に関し家庭裁判所が考慮すべき事情の明文化、本人の意思の尊重等、成年後見監督人等による監督体制の充実等の法整備を行った。

これらの従来型の法定後見のほかに、特別法により「任意後見制度」が創設された。これは本人が自ら選んだ任意後見人に、自己の生活、療養看護及び財産管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約を、家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止案件とする旨の特約を付して、締結(公正証書による)することができるものである。これにより公的機関の監督を伴う任意代理制度が確立され、本人の判断能力が不十分な状況となった際にも、本人の意志が十分に尊重される制度となった。

自己決定の尊重の観点から、任意後見監督人の選任は、本人がその意志を表示することができない場合を除き、本人の申立て又は同意が要件とされており、任意後見監督人は、任意後見人の任意後見契約に基づく事務を監督し、その事務に関し

家庭裁判所に定期的に報告をすること等がその職務とされている。

このほか、法定後見及び任意後見契約に関する登録制度として、戸籍への記載に代え、成年後見登記制度を創設し、所要の登記事項の記録をするとともに、一定の者の請求に、登記事項証明書の交付を行う。

### 4. 司法書士の取り組み

今回の成年後見制度の改正に関して、日本司法書士会連合会は、平成4年頃から積極的に活動してきている。これは司法書士が不動産登記事務を主業務としていることから、名義人の意志能力の確認が重要課題であることによると考えられる。

司法書士の専門的能力を活かし、市民へのリーガルサービスを充実させるため、成年後見人の人材を育成するため、社団法人成年後見センターリーガルサポートの設立をめざし、既に発起人会が開催されている。同センターは高齢者、障害者等に対する援助活動を推進し、その一環として成年後見人候補者名簿の作成、後見人候補者に対する研修制度、成年後見業務賠償保険等の環境整備を準備している。

### 5. 今後の課題

新しい成年後見制度は、人権擁護の観点から、まだ不備な部分も多いが、それ以上に、後見人としての人材が不足であり、その人材に望まれるのは、単なる法律・福祉・医学等の知識だけでは不十分であり、高い品性・人格が望まれる。

また、財産管理も大きな要素であり、税理士にも向いた業種と考えられるので、全国青税でも対応を検討されたいかがですか。裁判所の側でも人材(受け皿)に困っていると考えられる。

なお、任意後見と法定後見との関係及びその調整等については、今回の法案では大要のみで、詳細については、今後の政省令による部分が多いのでこれからも注目していきたい。

以上、渡辺たか子氏の話聞いて、自治体の外部監査人と同様、成年後見人も我々税理士がその職能を発揮できる分野であることを再確認させられた。



# 「天下り」アンケート実施結果と意見書提出の報告

〈法対策部長〉 木下盛弘

平成10年度の事業計画11番目の項目は「国税幹部職員の不当な顧問先斡旋行為に反対する」というものです。税理士制度に対する国民の信頼を揺るがす不当な顧問先斡旋行為には断固反対するとの立場から、全国青年税理士連盟はこの問題に取り組んでいます。

執行部では、国税庁長官に対して、このような不当な行為を即刻止めさせるよう働きかけるために「要望書」を作成し、提出することになりました。そのための情報を得る目的で、全理事を対象としたアンケートを実施しましたので、その結果を報告いたします。

アンケートは、下記の4つの設問です。4月7日に全理事109名宛にファックスにて設問を送信し、4月20日までに、52名の方から回答（回答率47.7パーセント）を得ることができました。

設問1 あなた、もしくは他の税理士の顧問先に、最近（平成9年4月1日～平成11年3月31日）、退職税務職員を受け入れた（いわゆる「二階建て」の）事実がありますか。  
 1. ある                                2. ない

設問2 斡旋並びに予約の申し入れのあった時の状況等については、次のいずれでしたか、またいずれだと思いますか。（複数回答可）

1. 税務調査を機縁として、その前後に打診・申し入れが関与先にあった。
2. 税務調査を機縁として、その前後に打診・申し入れが税理士にあった。
3. 関与先が優良法人であることから、打診・申し入れ等をされた。
4. 代表者が税務関連団体の役職者等であるため、そのつながりから打診等をされた。
5. 斡旋方について、関与先の方から進んで税務当局に依頼した。
6. その他（   ）

設問3 税務職員の退職に際して、税務当局などが顧問先を斡旋・予約するという行為について、どのように考えますか。（複数回答可）

1. 税務行政上、不公平・不透明等の認識を与え、税務当局への不信感を醸成する。
2. 定年制および年金制などの制度が存在している今日では、このような行為は禁止すべきである。
3. 税理士資格取得の面で恵まれており、退職後まで面倒を見る習慣は止めるべきである。
4. 税理士の自由競争及び税理士業界の秩序を乱す行為である。
5. 顧問先が税務退職者の能力と経験を期待している場合がある。
6. その他（   ）

その他、ご意見がありましたら、自由にお書き下さい。

**設問1 に対する回答**

1. ある                                19名 (36.5パーセント)
  2. ない                               32名 (61.5パーセント)
  3. その他                           1名 (1.9パーセント)
- (注) その他の1名は、「知らない（うわさ程度にあるらしい）」というもの。

**設問2 に対する回答**

1. 税務調査を機縁として、その前後に打診・申し入れが関与先にあった。  
  11名 (21.1パーセント)
2. 税務調査を機縁として、その前後に打診・申し入れが税理士にあった。  
  1名 (1.9パーセント)
3. 関与先が優良法人であることから、打診・

- 申し入れ等をされた。  
  18名 (34.6パーセント)
4. 代表者が税務関連団体の役職者等であるため、そのつながりから打診等をされた。  
  3名 (5.7パーセント)
  5. 斡旋方について、関与先のほうから進んで税務当局に依頼した。  
  2名 (3.8パーセント)
  6. その他                                        6名 (11.5パーセント)
- (注) その他の回答は、具体的には以下の通り。
- ・ 相手が現職の時に関与先の社長が受け入れの予約をしてきた。
  - ・ 以前より継続して。
  - ・ 親会社から斡旋受け入れを求められた。
  - ・ 過去において「2階建て」の事実あり。2～3

件。国税局の窓口は、「総務部・人事課」と記憶している。

- ・国税局の調査時、慣例と称して、統括が社長に挨拶しに来た。定年前の統括の様だった。
- ・所轄の異なる署の総務より申し入れ等があった。

### 設問3に対する回答

1. 税務行政上、不公平・不明朗等の認識を与え、税務当局への不信感を醸成する。  
41名（78.8パーセント）
2. 定年制および年金制などの制度が存在している今日では、このような行為は禁止すべきである。  
23名（44.2パーセント）
3. 税理士資格取得の面で恵まれており、退職後まで面倒を見る習慣は止めるべきである。  
23名（44.2パーセント）
4. 税理士の自由競争及び税理士業界の秩序を乱す行為である。  
25名（48.0パーセント）
5. 顧問先が税務退職者の能力と経験を期待している場合がある。  
10名（19.2パーセント）
6. その他  
6名（11.5パーセント）

(注) その他の回答は、具体的には以下の通り。

- ・5.については、例外的にはあるが、顧問先がその税務退職者の能力を高く評価し、長いつきあいとなっているケースもある。
- ・公権力を背にした天下りの行為は許されるものではない。
- ・とにかく天下りの弊害を認識すべき。
- ・いわゆる天下りと同じであり、本質は汚職である。
- ・当局の担当者が勤務時間外に個人として行うならどうぞ自由に。
- ・強力な税務調査権を背景とした大蔵国税庁の横暴であり、申告納税制度を根底から脅かすもので、即刻やめるべき。

その他の意見については、以下の通り。(すべて原文のまま)

- ・絶対にやめさせるべきである。
- ・税理士資格取得制度自体の抜本的改革が必要だと思います。
- ・毎日新聞でもとりあげられ、今、社会的問題になりつつある。全青として大きく意見表明するのは今である。
- ・4月7日の毎日新聞がきっかけになればよいのですが。
- ・4月7日の毎日新聞の記事を送ります。

- ・税務署OBである父の2代目税理士である私には、受け入れの経緯はよくわかりませんが、受け入れた事により特に優遇されたことは記憶にございません。
- ・2階建て期間（2年間）の収入は、年3,000万円以上とのことです。税金（納税者の税金を安くするかわりに税理士を顧問にする）を利用した裏税理士法の存在は許されない。
- ・2年経過したら、元部下・後輩にその顧問先をゆずるケースもある。
- ・まだ、こういったことが当然のように受け入れられているようですが、どこかおかしいですね。国家公務員の特権意識が根強いのかな？
- ・2階建ての受け入れはありませんが、私が1階に入った事例は多くあります。理由は言わずもがな、役に立たないためです。
- ・親会社（受注先）からの要請で関与するという話を耳にしている。
- ・一度、優良法人であるクライアントに打診があった。明らかに打診をした方がその日非番でなく勤務時間中の事だったので、署長に丁重にその旨お話ししたら、「忘れてください」と言われ、それっきりです。

このアンケート結果と、東京税理士会が昨年10月に実施した「業務侵害行為（税務職退職者関係）に関するアンケート集計結果」（「東京税理士界」第502号、1998年11月1日発行）及び毎日新聞の4月のこの件に関する一連の記事をもとにして、次ページの意見書を提出しました。



国税庁長官  
薄井 信明 殿

## 要 望 書

平成11年5月19日  
全国青年税理士連盟  
会長 麻木 義弘  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
電話 03-3354-4162

### 税務職員の退職時における顧問先の斡旋行為、及び在職中における顧問先の予約行為を即刻止めさせることを要望します。

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士をもって組織されている団体であり、真に国民から信頼される税理士制度確率のための活動を行っております。

さて、当連盟では、従来から問題となっております退職国税職員の顧問先斡旋行為及び顧問先予約行為（いわゆる「天下り」）については、健全な税理士制度の発展を阻む重大な問題であると認識し、従前より監視を続けてまいりました。本年4月7日の毎日新聞の報道にもありますように、今なお税務調査をきっかけとしたり、優良法人認定に絡めて組織的に顧問先の斡旋・予約行為が行われていることは明らかです。

加えて、このことは東京税理士会の会員アンケート調査の結果や、当連盟会員へのアンケート調査等からも十分に窺い知ることができます。資料を添付しますのでご覧下さい。

また、一昨年10月に脱税工作を行った国税OB税理士と、それに荷担した統括国税調査官3名が、それぞれ贈賄罪・加重収賄罪で逮捕、起訴されるという事件が起きました。

国税OB税理士と現職調査官の構造的な癒着を生み出す退職国税職員への顧問先斡旋・予約行為がこの事件の背景にある原因の一つとなっているものと考えられます。

税務調査を免除する等、課税行政の「裁量」に影響力があることを暗に匂わせて、税務職員の退職後に顧問として迎えることを要請・勧誘することは、公権力の不当な行使に他なりません。これを看過するのであれば、課税の公平を歪め、癒着行政を助長し、国民の納税意欲を著しく減退させるに違いありません。適正な申告納税制度の実現には、国民の信頼に足る課税庁の正々堂々たる姿勢が絶対に必要です。

国民の税理士制度に対する信頼を損ない、税務行政に対する不信と疑惑を抱かせることとなる、税務職員の退職時における顧問先の斡旋行為及び在職中における顧問先の予約行為を即刻止めるよう、また止めさせるよう、当連盟は強く要望いたします。

以上

# 11月14日は千葉へ全員集合!!

<研究部長> 桐谷美千子

みなさん、こんにちは!

全青秋季シンポジウム担当、千葉の桐谷です。今年のシンポジウムは、皆で考える規制緩和!タイトルは「規制崩壊-地域の温度差を無くすために-」に決定いたしました。と、ここまでは前回の広報誌と同じです。今回はシンポジウム開催地「かずさアカデミアパーク」について詳しくお話ししましょう。

千葉県の地図を思い浮かべてください。真ん中から下の方に房総半島が広がっていますね。この房総半島の中心に木更津市という街があります。近年東京湾アクアラインが開通したこともあり、漁業の街から観光の街へと賑わいをみせています。JR木更津駅から車で15分、小高い丘の上にかずさアカデミアホールが建っています。緑に囲まれた広々とした庭、ホールの入り口には噴水がありお客様をお待ちしております。

ここにはシンポジウムを行う大ホールの他大小様々な会議室が用意されています。設備に関しても、国際会議や学術会議が行えるまでのものが全て揃っているのです。どうです?税理士の将来を語り合うのに相応しい所だと思いませんか?

さて、この会場へのアクセスについてお話ししましょう。

## ①新幹線を利用する方

東京駅丸の内口朝10時集合

専用バスにてホールまで直行します。また、昼食はバスの中で取っていただきます。(バス代往復千円、昼食代千円)

## ②その他の鉄道を利用する方

JR木更津駅より車で15分、バスで20分です。「かずさパーク」というバス停で降りてください。

## ③クルマを利用する方

京葉道路経由でも東京湾アクアライン経由でも「木更津北インター」で降りてください。その後はホールまで看板に従って走ってください。約10分程で到着です。

11月14日に向けて千葉では着々と準備が進められております。日本中の青税会員の皆様にご参加されることを心よりお待ちしております。

最後に各単位会の発表テーマについて、もう一度お伝えいたします。近畿青税のみなさんのテーマが変更されておりますのでご注意ください。

**東京「無償独占と高い公共性との関係」**

**岐阜「WTO・GATSの存在とその影響」**

**埼玉「総合的法律経済関係事務所」  
近畿「自由競争に関する問題について」**

**神奈川「自己責任と税理士賠償責任の関係について」**

**名古屋「他士業及び他業の方が  
業界に参入してくる場合の問題について」**

11月14日、千葉の地でお会いいたしましょう!お待ちしております!



## 【編集後記】

やっと、本年度最終の122号が発行できることとなりました。1年間、急な原稿依頼、編集等にご協力頂きました会員の皆様本当にありがとうございました。なるべく、最新の情報を会員皆様に伝えるよう努力致しましたが、行き届かなかった点多々あったかと思えます。この場でお詫びさせていただきます。(ここだけの本音…ああ、やっと終わったバンザイ)

(H. O)